

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 国保第一・第二係	
許 認 可 等 名	国民健康保険料の減免	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険条例	
根 拠 条 項	第24条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5157)	
審 査 基 準	<p>徳島市国民健康保険条例第24条第1項第1号、第3号、第4号の規定により保険料を減免することができる者の範囲及び減免割合等は徳島市国民健康保険料減免取扱要綱に定めたとおりとする。</p> <p>また、当分の間、徳島市国民健康保険条例第24条第1項第2号の規定により保険料を減免することができる者の範囲及び減免割合等は徳島市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る減免取扱要綱に定めたとおりとする。</p>	
	参 考 事 項	徳島市国民健康保険料減免取扱要綱 徳島市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る減免取扱要綱
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成31年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 45日※ (休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) ※ 保険料の確定が7月初旬となるため、申請が保険料確定日以前の場合 保険料確定日から起算する。</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)